

○倉敷市立児島市民病院改革プラン評価委員会条例

平成22年6月30日

条例第31号

(目的及び設置)

第1条 倉敷市立児島市民病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の実施状況の点検及び評価並びに改革プランの見直しを行うに当たり、成果等を客観的に検証し、もって改革プランの推進を図るため、倉敷市立児島市民病院改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 改革プランの実施状況の点検及び評価に関する事項
- (2) 改革プランの見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、改革プランの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 市長は、特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員（臨時委員を含む。第6項及び第7項において同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療又は経営に関し、学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 臨時委員の任期は、市長が別に定める。

6 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成25年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

倉敷市立児島市民病院経営健全化検討委員会委員	日額 7,100円	同上
------------------------	-----------	----

」を「

倉敷市立児島市民病院経営健全化検討委員会委員	日額 7,100円	同上	
倉敷市立児島市民病院改革プラン評議員	日額 7,100円	同上	
価委員会委員	臨時委員	日額 7,100円	同上

」に改める。